

令和4年度障がい者を対象とした愛媛県職員採用候補者（初級）試験案内

令和4年7月5日



愛媛県人事委員会

〒790-0012 松山市湊町四丁目4番地1 伊予鉄本社ビル2階

電話 (089) 912-2826 FAX (089) 912-2819

試験当日用緊急連絡先 080-7039-1189 ※試験当日のみ通話可能

愛媛県職員採用情報ホームページ <https://www.pref.ehime.jp/employment/>

障がいのある方を対象とした愛媛県職員採用候補者試験を次のとおり行います。

◆第1次試験日 令和4年10月23日(日)

◆受付期間 8月23日(火) 午前8時30分～9月9日(金) 午後5時15分

◆試験会場 愛媛県県民文化会館

◆新型コロナウイルス感染症等への対応について

別紙「令和4年度愛媛県職員等採用候補者試験における新型コロナウイルス感染症等への対応について」を確認してください。

◆新型コロナウイルス感染症の今後の動向によっては、急きょ、試験の延期や試験会場の変更をする場合がありますので、愛媛県職員採用情報ホームページや「愛媛県採用試験受験等申込システム」を確認の上、受験してください。

受験申込みは、インターネットによる申込みとし、愛媛県職員採用情報ホームページの「愛媛県採用試験受験等申込システム」から受け付けます。



愛媛県職員採用情報
ホームページはこちら

1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験区分	採用予定人員	職務内容
一般事務	3人程度	知事部局、公営企業管理局、教育委員会事務局等の本庁若しくは地方機関、県立学校又は公立小・中学校に勤務し、一般事務に従事します。

2 受験資格

- (1) 昭和63年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた者
- (2) 以下のいずれかに該当する者(申込日及び受験当日に有効であることが必要です。
 - ・身体障害者手帳の交付を受け、その障がいの程度が1級から6級までの者
 - ・都道府県知事又は政令指定都市市長が発行する療育手帳の交付を受けている者
 - ・児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医又は障害者職業センターにより知的障がいがあると判定された者
 - ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- (3) 日本の国籍を有する者
- (4) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条各号のいずれにも該当しない者

3 試験の日時、試験会場及び合格発表

区分	日 時	試験会場	合格発表
第1次試験	<p>令和4年10月23日（日曜日）</p> <p>〔受付時間 午前8時10分～午前8時55分 ※遅刻した場合は受験できません。〕</p> <p>試験時間 午前9時10分～午後1時30分</p> <p>※ 点字による受験及び試験時間の延長が認められた方については、終了時間が異なります。 (点字による受験の場合) 午前9時10分～午後2時30分 (試験時間の延長の場合) 午前9時10分～午後2時</p>	<p>愛媛県 県民文化会館</p> <p>〔松山市道後町 二丁目5番1号〕</p>	<p>11月中旬 第1次試験当日にお知らせします。</p>
第2次試験	<p>11月下旬から12月上旬に松山市内で実施予定です。 詳細は、第1次試験合格者に通知します。</p>		<p>12月中旬</p>

合格発表は、合格者の受験番号を愛媛県職員採用情報ホームページ（以下「ホームページ」という。）に掲載します。

4 試験の方法等

(1) 試験は、第1次試験及び第2次試験とし、次のとおり行います。

なお、第2次試験は、第1次試験合格者に対して行います。

区分	試験・検査種目	配点	試験の内容
第1次試験	教養試験	40点	高等学校卒業程度の一般的知識及び知能について、筆記試験を行います（択一式40題、解答時間2時間）。
	作文試験	20点	識見、思考力、表現力等について、作文試験を行います（課題1題、解答時間1時間）。
第2次試験	適性検査	—	職務遂行に必要な適性について、検査を行います。
	口述試験	300点	人物について総合的に評定するため、個別面接を行います。

(2) 第1次試験合格者は、教養試験及び作文試験の合計得点の高い順に決定します。ただし、各試験のうち、一定の基準に達しない種目がある場合は、合計得点にかかわらず不合格となります。

(3) 最終合格者は、第1次試験の得点と第2次試験の得点を合計した総合得点の高い順に決定します。ただし、第2次試験の口述試験について、一定の基準に達しない場合は、総合得点にかかわらず不合格となります。

- (4) 第1次試験合格者に対し、受験資格や、就業に当たり配慮が必要な事項の申出についての確認面談を行います。その際、受験資格に係る手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）又は「2 受験資格」中に記載した公的判定機関で知的障がいがあると判定されたことを証明する書類（以下「受験資格に係る手帳等」という。）の持参が必要です。
- (5) 教養試験例題（初級）及び前年度に出題した作文試験の課題を、ホームページに掲載しています。
また、愛媛県人事委員会事務局等において閲覧することもできます。

5 受験申込み

- (1) 受験の申込みは、ホームページから「愛媛県採用試験受験等申込システム」（以下「システム」という。）にアクセスし、画面の指示に従って全ての必要項目を入力の上、受付期間中に送信してください。
なお、受付期間は次のとおりです。
令和4年8月23日（火）午前8時30分から9月9日（金）午後5時15分まで
※ 障がいの状況等により、インターネットにより申し込むことができない事情がある場合は、9月2日（金）までに愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。
- (2) 申込みは「事前登録」と「本申込み」の2段階方式となっています。まず、事前登録を行いID番号とパスワードを取得した後、受付期間中にシステムのマイページにログインして本申込みを行ってください（ID番号とパスワードは受験票の印刷等、以後の手續に必要ですので、必ず控えておいてください。）。
- (3) 申込みの受付が完了したら、登録されたメールアドレス宛てに「申込み完了のお知らせ」の電子メールを自動送信します。この電子メールが届かない場合は、必ず受付期間中に愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。
- (4) 申込方法等に関する問合せは、受付期間中の午前8時30分から午後5時15分まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日を除く。）受け付けます（原則、電話で愛媛県人事委員会事務局（089）912-2826）へ問い合わせてください。）。
- (5) 受付期間内に申込みが完了しなかった場合は、受験できません（受付期間中は、24時間申込みを受け付けますが、保守点検作業等のためシステムを停止する場合がありますほか、受付期間終了の直前は、システムが混み合うおそれがあるので、余裕を持って申込みを行ってください。）。
なお、使用される機器や通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。

6 受験票の交付

- (1) 受験申込受付締切後に登録されたメールアドレス宛てに「受験票交付のお知らせ」の電子メールを送信します。10月14日（金）までに電子メールが届かない場合は、愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。
- (2) 「受験票交付のお知らせ」の電子メールが届いたら、システムのマイページにログインし、受験票をダウンロードして印刷してください。
- (3) 印刷した受験票は、記載されている事項を確認し、確認した年月日を記入の上、申込者本人が署名して第1次試験受験の際に必ず持参してください。
※ 障がいの状況等により、申込者本人の署名が困難な場合は、代筆での記入を認めます（その場合、代筆者の氏名も記入してください。）。

7 受験時の配慮について

受験上の配慮を希望する方は、受験申込時に申請してください。

ただし、内容によってはお応えできないことがあります。

- (1) 視覚障がいのある方については、その障がいの程度により、以下の方法による受験ができます。

ア 点字による試験

点字の試験問題で受験をすることができます。

点字による試験は、教養試験の解答時間が3時間（通常の1.5倍）となります。作文試験の解答時間の延長はありません。

また、パソコンによる音声読み上げを補助として併用できます。ただし、パソコン（USBメモリが接続可能なもの）、ACアダプタ、イヤホン（無線機能がないものに限る。）を持参していただきます。

なお、指定されたソフトウェア（音声読み上げソフト、メモ帳等のテキストエディタ）以外のソフトウェアや無線機能は使用できません。

イ 拡大文字による試験

教養試験問題は、通常文字は11ポイント程度ですが、拡大文字の場合は、14ポイント程度となります。

ウ 試験時間の延長（拡大文字による試験を併せることができます。）

良い方の眼の矯正視力が0.15以下の方及び視野狭窄等でこれに相当すると医学的観点から認められる方が対象となります。

措置の対象となるかどうかを確認するため、受験申込後に身体障害者手帳の写し又は専門医の診断書を別途提出していただきます。

教養試験の解答時間は、2時間30分（通常の1.25倍）となります。作文試験の解答時間の延長はありません。

- (2) 聴覚障がいのある方については、試験官の発言事項を書面で伝達することができます。

- (3) 上肢機能障がい等で筆記が困難な方については、作文試験においてパソコンによる解答ができます。ただし、パソコン（USBメモリが接続可能なもの）、ACアダプタを持参していただきます。

なお、指定されたソフトウェア（メモ帳等のテキストエディタ）以外のソフトウェアや無線機能は使用できません。

- (4) 読字障がいのある方で医学的観点から解答時間の延長が認められる方は、教養試験の解答時間が2時間30分（通常の1.25倍）となります。作文試験の解答時間の延長はありません。

措置の対象となるかどうかを確認するため、受験申込後に専門医の診断書を別途提出していただきます。

また、パソコンによる音声読み上げを補助として併用できます。ただし、パソコン（USBメモリが接続可能なもの）、ACアダプタ、イヤホン（無線機能がないものに限る。）を持参していただきます。

なお、指定されたソフトウェア（音声読み上げソフト、メモ帳等のテキストエディタ）以外のソフトウェアや無線機能は使用できません。

- (5) 書字障がいのある方で医学的観点から筆記による解答が困難と認められる方については、作文試験においてパソコンによる解答ができます。ただし、パソコン（USBメモリが接続可能なもの）、ACアダプタを持参していただきます。

なお、指定されたソフトウェア（メモ帳等のテキストエディタ）以外のソフトウェアや無線機能は使用できません。

措置の対象となるかどうかを確認するため、受験申込後に専門医の診断書を別途提出していただきます。

(6) その他

ア 点字受験用の機器（点字器、点字タイプライター等）やルーペ等の使用の有無のほか、車椅子や補助具等の使用の有無、駐車場利用希望の有無、その他受験に当たって希望する事項については、受験申込時の「受験に当たっての要望事項」欄に必ず入力してください。

ただし、内容によってはお応えできないことがあります。

イ 試験実施上の支障を来さないよう、また不正行為を防止するため、音声式の時計、定規（目盛りのあるもの）、電子機器類（電卓、スマートフォン等の携帯電話、タブレット端末、スマートウォッチ、電子辞書、その他これらに類するものと事務局が判断するものを含む。）は使用できません。

ウ 試験でパソコンを使用する場合、音声読み上げソフトによる問題文の誤読については、対応しません。また、パソコンの故障等の事故による不利益は考慮しません。

8 合格から採用まで

(1) この試験の最終合格者は、愛媛県職員採用候補者として、採用候補者名簿（以下「名簿」という。）に記載されます。

この名簿は、原則として、令和5年4月以降の採用に対するもので、その有効期間は、名簿に記載された日（合格通知書に記載）から1年間です。

(2) 採用は、名簿に記載された者のうちから任命権者（知事、公営企業管理者、教育委員会等）がそれぞれ選考を行い、決定します。したがって、**名簿に記載された者が全て採用されるとは限りません。**

(3) 採用時において、有効な受験資格に係る手帳等が確認できない場合は、採用されません。

9 給与

初任給は、職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）等の規定により、原則として、次のとおり支給され、このほか該当者に対しては、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

試験区分	現行給料月額
一般事務	行政職給料表1級9号給 155,674円

※ 学歴や職歴などに応じて、一定の基準により加算される場合があります。

10 勤務時間

勤務時間は、原則として、月曜日から金曜日まで（祝日及び年末年始を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までです（窓口・施設など部署により、勤務時間や休日異なる場合があります。）。

11 試験結果の開示

この試験の結果については、郵送による開示請求を受け付けます。

開示を請求する場合は、試験成績開示請求書に必要事項を記入の上、受験票と返信用封筒（定形、縦14cm～23.5cm×横9cm～12cm）を同封して、愛媛県人事委員会事務局宛てに郵送してください。

※ 返信用封筒には必ず宛先を明記し、返信用切手404円（簡易書留相当分）を貼ってください。

※ 試験成績開示請求書及び受験票は、システムのマイページにログインし、ダウンロードして印刷したものを同封してください。

開示請求できる人	開示内容	請求受付期間	開示方法
第1次試験不合格者	第1次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位（ただし、一定の基準に達しない試験種目がある場合は、順位に代えて当該試験種目名）	第1次試験合格発表の日から1月間	郵送により開示を請求
第2次試験受験者	第1次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位並びに第2次試験の得点、総合得点及び総合順位（ただし、第2次試験で一定の基準に達しない場合は、総合順位に代えてその旨）	第2次試験合格発表の日から1月間	

※ 新型コロナウイルス感染症等拡大防止の観点から、郵送による開示請求としていますが、愛媛県個人情報保護条例（平成13年愛媛県条例第41号）第29条第1項の規定に基づき、口頭により開示を請求することもできます。

12 その他

台風などの自然災害等により、やむを得ず試験の日程・開始時刻を変更することがあります。変更がある場合は、システム及び受験申込受付締切時に登録されたアドレス宛ての電子メールにてお知らせします。